

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○	指定居宅サービス等の事業の廃止	指導監査課	
○	保安林の解除予定	治山課	
○	〃	〃	
○	保安林の指定施業要件の変更予定	〃	
○	【公告】 公共測量の実施	監理課	
○	〃	〃	
○	〃	〃	
○	〃	〃	
○	〃	〃	
○	公共測量の終了	用度課	
○	落札者等の決定	教育委員会	
○	〃	警察本部会計課	
○	〃	〃	
○	〃	〃	
○	【海区漁業調整委員会】 第五百五十二回岡山海区漁業調整委員会の開催	海区漁業調整委員会	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第四百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 訪問看護ステーションひまわり
 - 2 所在地 津山市平福五四六番地一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 津山医療生活協同組合
 - 2 所在地 津山市平福五四六番地一
- 三 廃止の届出を受理した年月日 令和七年九月一日
- 四 介護保険事業所番号 三三六〇三九〇〇〇三
- 五 サービスの種類 訪問看護
介護予防訪問看護

◎岡山県告示第四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市大畠一六六六の四六から一六六六の四八まで・一六六六の五一から一六六六の五三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一六六六の七三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市大畠一六六六の四六から一六六六の四八まで・一六六六の五一から一六六六の五三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一六六六の七一、一六六六の七二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

真庭市田原字樋ノ奥二三六、二三七、二三九から二四五まで、字桜谷二四六のから二四六の五まで、二四七から二四九まで、二五一から二五四まで、二五六、二七一の一、二七一の二、二七二、二七三、二八九、字山手二五八、字屋敷ノ上二六一、字奥ケ市四二八の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋ノ奥二三六、二三七（次の図に示す部分に限る。）、字桜谷二四八、二五一、二五二、二五三・二七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二五四、二五六

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔四二三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	赤磐市福田地内
測量の種類	公共測量（用地測量）
測量期間	令和七年八月二十六日から 同年十二月二十六日まで

〔四二四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

井原市上出部町地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和七年九月八日から令和八年二月二十七日まで	測量期間

〔四二五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

美作市川北地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年八月六日から同年十二月十日まで	測 量 期 間

〔四二六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

倉敷市玉島乙島地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類
令和七年九月八日から同年十二月二十六日まで	測量期間

〔四二七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

新見市豊永佐伏地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和七年八月二十七日から同年十一月二十八日まで	測量期間

〔四二八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市玉島黒崎地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量、横断測量及び用地測量）	測量の種類
令和七年八月二十九日	終了年月日

〔四二九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
3DX線頭微鏡 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和七年八月六日
- 四 落札者の名称及び所在地
新青山株式会社
岡山市北区兵団三番二七号
- 五 落札金額
五三、二七三、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、八四三、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和七年六月二十七日

〔四三〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定し
た。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借上件名及び数量

図書館総合システム機器 一式

二 契約期間

令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県立図書館総務・メディア課

岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

四 落札者を決定した日

令和七年九月二日

五 落札者の名称及び所在地

N E C キヤピタルソリューション株式会社岡山営業所

岡山市北区下石井一丁目一番一七号

六 落札金額

一月当たり五、五五五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五〇五、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年八月二十二日

〔四三一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理

二 契約期間

令和七年九月五日から令和八年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警備部警備課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年八月二十八日

五 落札者の名称及び所在地

エアロトヨタ株式会社岡山営業所

岡山市北区下石井二丁目三番八号

六 落札金額

六六、六三八、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、〇五八、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年七月八日

〔四三二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県運転免許センター庁舎等清掃業務委託

二 契約期間

令和七年十月一日から令和十年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部運転免許課

岡山市北区御津中山四四四番地三

四 落札者を決定した日

令和七年八月二十八日

五 落札者の名称及び所在地

有限会社スマイルクリーン

岡山市北区今二丁目三番二七号

六 落札金額

三五、四一六、九二〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、二一九、七二〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

入札公告日

令和七年七月八日

令和7年9月19日 岡山県公報 第12737号

〔四三三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年九月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

警察車両のメンテナンス業務

二 契約期間

令和七年十月一日から令和九年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部装備課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年八月二十八日

五 落札者の名称及び所在地

オリックス自動車株式会社

東京都港区芝三丁目二番八号

六 落札金額

二五三、五四五、六〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二三、〇四九、六〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年七月八日

◎岡山海区漁業調整委員会公示第五号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百五十二回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和七年九月十九日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和七年十月十日（金）

午後二時から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三十一号

サンビーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 漁場計画の作成について

第二号議案 知事許可漁業の制限措置等の設定について

第三号議案 漁業許可の有効期間の短縮について